

審 査 基 準

令和 7 年 7 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 1 0 5 条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 1 0 4 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第 1 0 5 条（免許の失効）、第 1 0 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第 3 9 条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、第 3 9 条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第 3 0 条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）、第 3 0 条の 1 4（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 記録の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付し、又は特定免許情報を記録した都道府県公安委員会に対して行われた場合 熊本県警察本部運転免許課 1 日（申請の当日中） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番 1 4 日
申 請 先： 熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター窓口） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番
問 合 せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）
備 考：